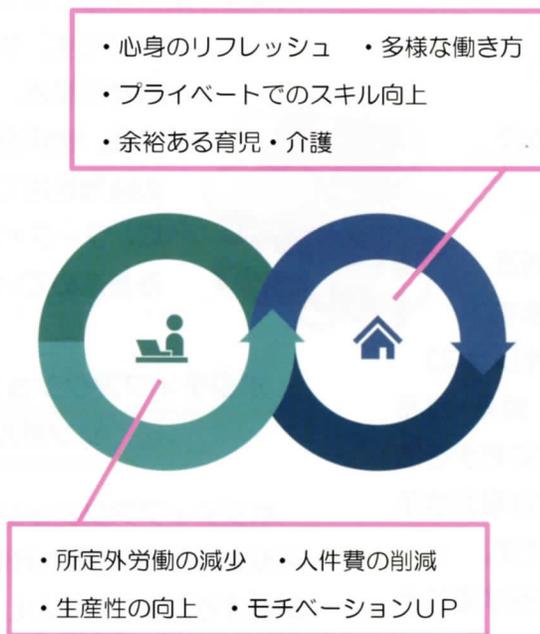


男女共同参画社会の実現を目指して

2017年11月発行 編集・発行：忠岡町人権広報課 電話：22-1122 FAX：22-0364

**ワーク・ライフ・バランスを
考えよう！**

ワークライフバランスを一言でいうと「生活と仕事の調和・調整」となります。より詳しく言うところ、「生活の充実によって仕事がかたどり、うまく進む」「仕事がかたどれば、私生活も潤う」といった、生活と仕事の相乗効果のことです。



憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と示されています。

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかしながら、現実の社会には、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると言えます。

仕事と生活の調和の実現は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。また、職場においても、従業員一人ひとりの健康が保持され、年齢や性別などに関係なくいきいきと働くことができる環境づくりが、会社の成長につながります。皆さんも仕事と生活の調和の在り方を考えてみませんか。

ちょっとひと息

下記の4つのマークは、男女共同参画推進に関するシンボルマークです。いくつご存知ですか？ 答えは裏面に！





男女共同参画のシンボルマーク

平成21年に男女共同参画社会

基本法制定10周年を迎えるにあたり、内閣府男女共同参画局にて作成されました。

男女が手を取り合っている様子をモチーフに、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いが込められています。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

このマークは女性に対する暴力を断固として根絶する強い意思を表しています。

近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）という単語は浸透してきていますが、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的に相手を追い込むことや、性的、経済的、社会的な暴力や子どもを巻き込んだ間接的暴力もDVです。



DVは、暴力で相手を思い通りに支配することで、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。男女の相互の人権尊重に根ざした、配偶者からの暴力のない社会の実現をめざしましょう。



ワーク・ライフ・バランスのシンボルマーク



カエル! ジャパン
Change! JPN

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けたキャンペーンのシンボルマーク。このキャンペーンは、『ひとつ「働き方」を変えてみよう!』をキャッチフレーズに、内閣府が国民運動として推進している

ものです。やりがいや充実感を感じながら働き、育児・介護の時間や、家庭、地域活動、自己啓発などの自分の時間を持てる生活を実現するために、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めていくことが大切です。

ポジティブアクション普及推進のためのシンボルマーク

ポジティブアクションとは、固定的な男女の性別役割分担や、過去の経緯から生じている格差を解消することを目的とし、地域や企業等が男女の均等な機会や待遇の確保とために進める、自主的かつ積極的な取り組みのことです。



～相談機関のご紹介～

秘密は守られます。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

<p>★女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★男性のための電話相談（ドーン財団） ☎06-6910-6596 第2, 3土曜日 17:00～21:00 その他の週水曜日 16:00～20:00</p>
<p>★大阪府女性相談センター ☎06-6949-6022 06-6946-7890 9:00～20:00（祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★みんなの人権110番 ☎0570-003-110 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>
<p>★働く女性の全国ホットライン ●無料電話相談 ☎0120-787-956 毎月5・10・15・20・25・30日 平日の場合 18:00～21:00 土日・祝日の場合 14:00～17:00 ●有料電話相談予約 ☎03-6803-0796 1時間2,000円（前払い）</p>	<p>★インターネット人権相談 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html 24時間利用可能 ★性暴力被害相談（SACHICO） ☎072-330-0799 24時間対応可能</p>